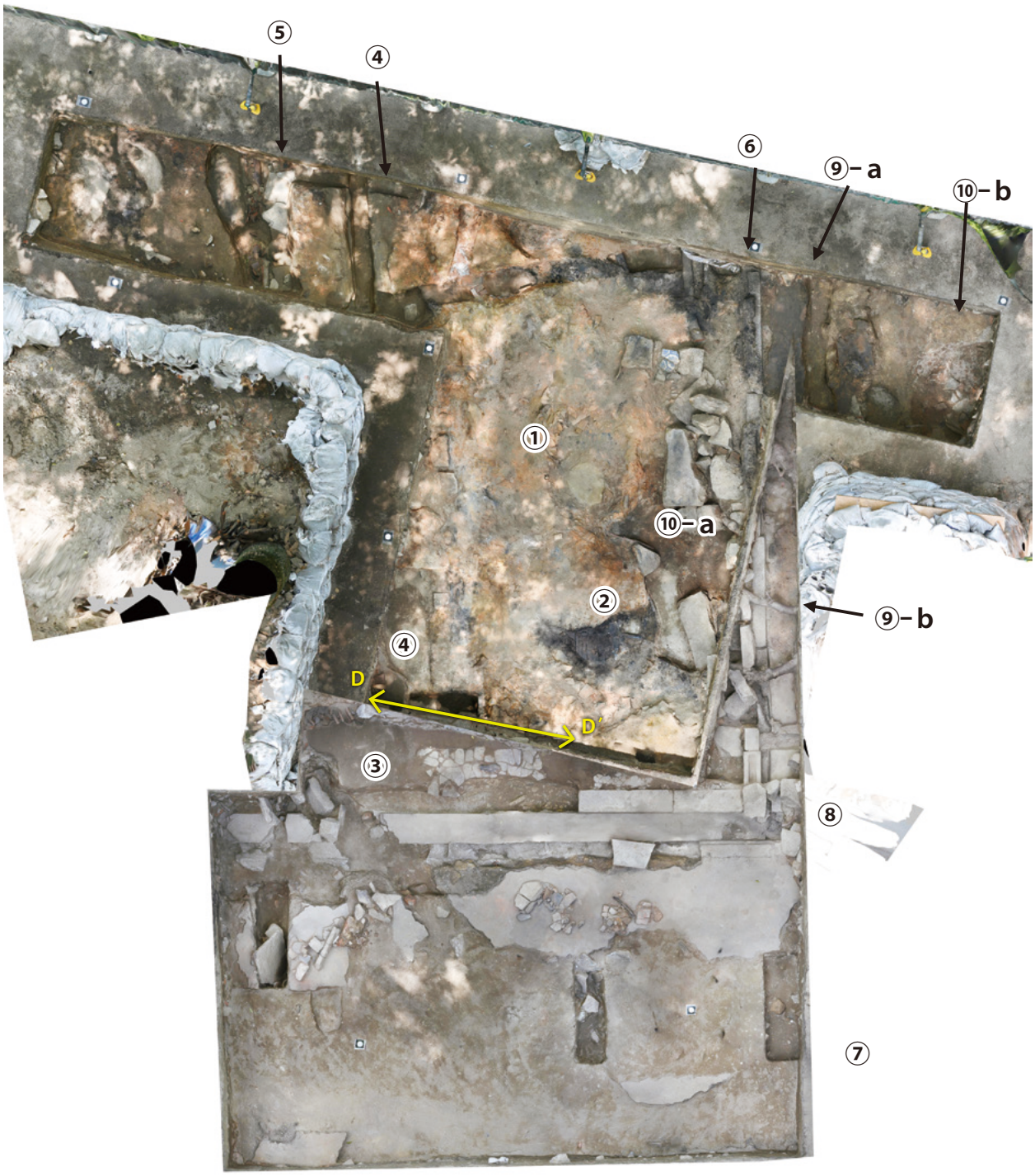
旧中島地区被爆遺構確認調査報告書

2020

公益財団法人 広島市文化財団

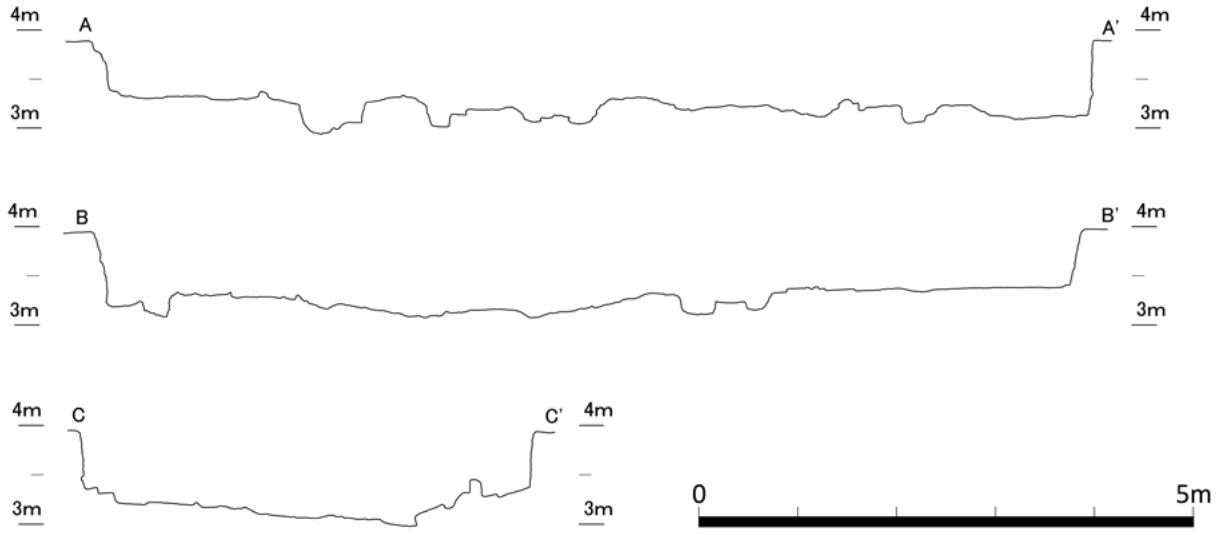
第１期・拡張期複合オルソ写真



① は遺構番号

⟷ は土層写真撮影箇所

旧中島地区被爆遺構断面図



旧中島地区被爆遺構基本土層図及び写真



【土層説明】

1　にぶい黄褐色（10YR 7 / 4 ）、にぶい黄褐色（10YR 5 / 3 ）、灰褐色（7.5YR 4 / 2 ）砂壌土が互層で突き固められている。**《公園整備後の整地層①》**

2　灰褐色（7.5YR 4 / 2 ）砂壌土をベースに瓦礫や炭の小片が混じる。**《公園建設初期の整地層②》**

3　暗黄褐色（ 5 YR 3 / 4 ）砂壌土　瓦・レンガ・タイル・焼土等を含む。

4　褐色（7.5YR 4 / 3 ）砂壌土　瓦・炭・焼土が混じる。

5　褐色（7.5YR 4 / 4 ）砂壌土**《たたき面》**

6　にぶい黄褐色（10YR 5 / 4 ）砂壌土 砂に近い。

7　にぶい黄褐色（10YR 4 / 3 ）砂壌土

8　にぶい褐色（7.5YR 5 / 3 ）砂壌土を固めたもの。

9　灰褐色（7.5YR 4 / 2 ）砂壌土。

10　浅黄橙色（10YR 8 / 3 ）のたたき土にモルタルをのせている。**《たたき面》**

11　明黄褐色（ 5 YR 5 / 6 ）とにぶい橙色（7.5YR 6 / 4 ）の薄い互層。モルタル面を敷くための基礎整地面。

12　にぶい黄褐色（10YR 4 / 3 ）砂壌土 小礫を多く含む。

旧中島地区被爆遺構平面図



はしがき

1945年8月6日8時15分。広島市の上空に一発の原子爆弾が爆発しました。その瞬間、多くの命が失われ、街は灰燼に帰しました。現在、平和記念公園となっている旧中島地区も、爆心地近くにあって、壊滅的な被害を受けた場所の一つです。

1950年広島平和記念都市建設法に基づき平和記念公園の建設が始められました。江戸時代から昭和初期に至るまで広島市の中心的な繁華街であったこの場所が、恒久平和の象徴の地として整備されたのです。

今年は、被爆75周年を迎えます。被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を後世に確実に伝えていくために、あらゆる取組を展開していくことが求められています。その取組の一つとして、平和記念公園を訪れる人々に、地下にある旧中島地区の人々の暮らしの痕跡を被爆遺構としてその場で直接見て肌で感じてもらおうとする今回の遺構展示の試みは、まさに時宜を得たものと言えるでしょう。

そのような目的のもとで企画された今回の調査の記録が、この地で命を落とされた方々の慰霊の一助となると共に、被爆遺構の展示整備に資することを願って已みません。

最後になりましたが、この調査にあたり、御協力いただきました関係諸機関と関係者の皆様、並びに調査に従事していただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和2年（2020）3月

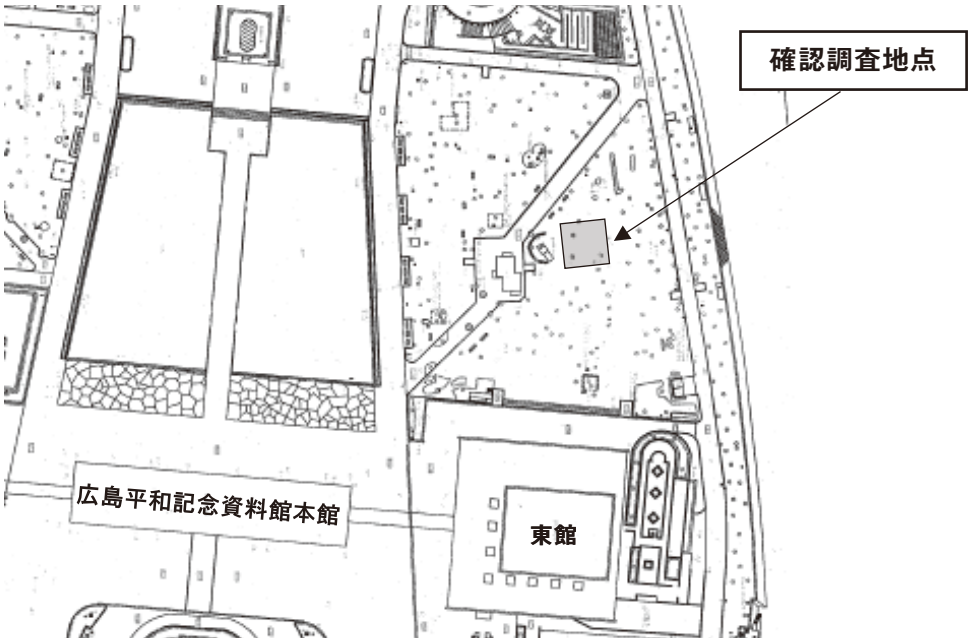
公益財団法人広島市文化財団
文化科学部　文化財課

目　　次

1　はじめに …… 1
2　絵図に見る天神町筋 …… 2
3　遺構と遺物
　（1）調査の概要 …… 4
　（2）遺構 …… 6
　（3）遺物 …… 16
4　まとめ …… 17

例　　言

1．本書は、令和元年度に実施した旧中島地区被爆遺構確認調査の報告書である。
2．確認調査は、広島市市民局国際平和推進部平和推進課から委託を受け、公益財団法人広島市文化財団が実施した。
3．本書の執筆及び編集は、若島一則が行った。
4．調査に係る基準点の設置及び遺構の３Dレーザー測量は、株式会社計測リサーチコンサルタントに委託した。
5．遺物の整理、実測・写真撮影は特定非営利活動法人広島文化財センターに委託した。
6．本書に掲載した挿図の方位は、方眼北である。
7．土層断面図の色調は、『新版標準土色帖』（日本色研事業株式会社発行）に拠った。
8．本調査で得られた資料は、広島市教育委員会から委託を受けて、公益財団法人広島市文化財団文化科学部文化財課において保管している。
9．今回調査を実施した地点は、下図のとおりである。



1　はじめに

広島市市民局国際平和推進部平和推進課（以下、市民局平和推進課とする）は、平成30年12月３日から12日まで平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備を目的として試掘調査を実施した。その結果、被爆遺構が検出された試掘調査地点の周辺を面的に調査し、詳細を把握するため、確認調査を実施することとした。

そこで、市民局平和推進課は平成31年４月１日に、公益財団法人広島市文化財団（以下「文化財団」とする）に確認調査の実施を依頼した。これを受け、文化財団文化科学部文化財課（以下「文化財課」とする）では、現地調査を令和元年５月16日から同年７月19日まで実施した。この結果を受けて開催した平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会での、町屋部分は比較的保存状態が良好であるが、天神町筋の道路面が確認できていないため、それを確認する必要があるとの意見を踏まえ、さらに東側に調査範囲を拡張することとなった。追加調査は、令和元年８月21日から同年10月18日まで実施した。また、今調査に伴う整理作業及び報告書作成は、文化財課が令和元年10月から令和２年３月にかけて実施した。

発掘調査の関係者は以下のとおりである。

調査委託者　　広島市市民局国際平和推進部平和推進課
調 査 主 体　　公益財団法人広島市文化財団　文化科学部　文化財課
調査関係者　　円奈勝治　理事長
　　田原範朗　常務理事
　　福永　治　常務理事
　　山地正宏　常務理事
　　大森　寛　常務理事
　　江崎一博　文化科学部長
　　菊楽　肇　文化財課長
　　高下洋一　課長補佐
調査担当者　　若島一則　指導主事
調査補助員　　加藤恒子　川本寿美恵　川本博久　五石喜満　寺田誠　原みゆき　宮地美穂

なお、市民局平和推進課、市民局文化振興課、都市整備局緑政課の方々には調査を円滑に進めるに当たって多大な御配慮と御協力をいただいた。また、調査にあたり、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所埋蔵文化財センター長　髙妻洋成氏、同センター遺跡・調査技術研究室長　金田明大氏、県立広島大学教授　鈴木康之氏から貴重なご指導、ご助言をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

2　絵図に見る天神町筋

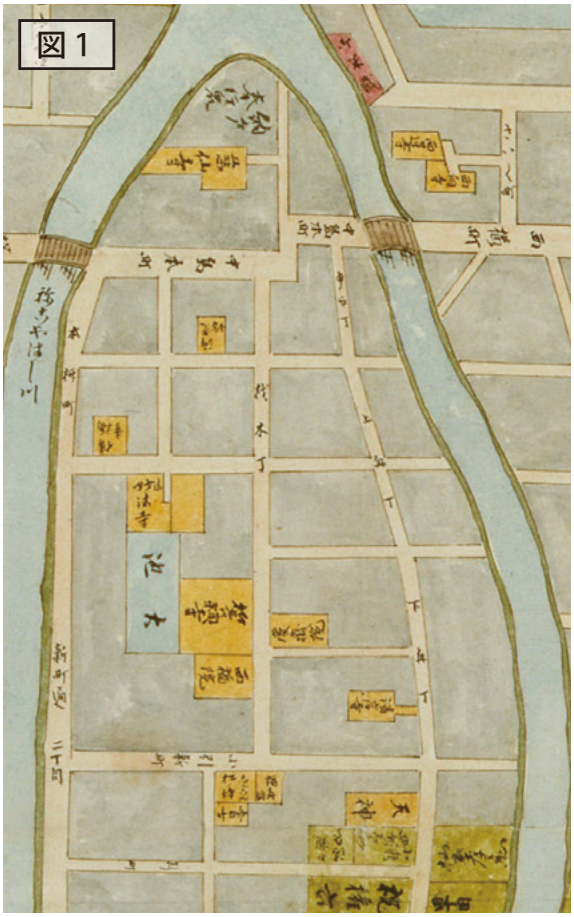

図 1

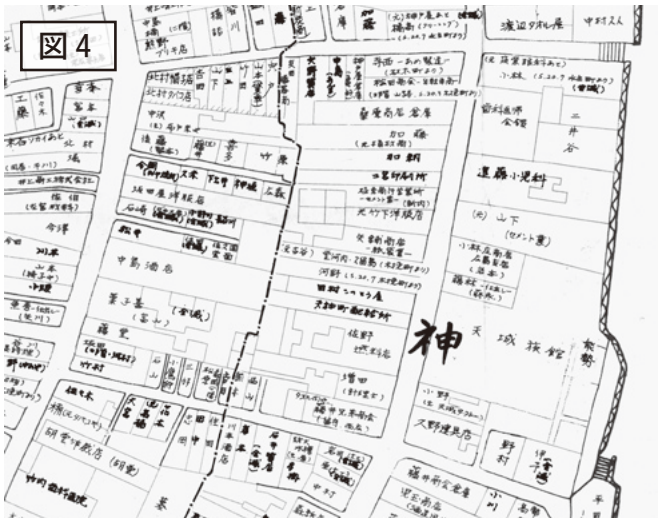

図 2

今回、確認調査を実施した天神町周辺を江戸時代の絵図から見てみよう。毛利氏時代の広島城下を描いたともされる（注 1 ）『芸州広嶋城町割之図』では、碁盤目状の街区に町屋を示す「町」の記載も少なく、まだ建設途中の状態とも受け取れる様子が垣間見える。絵図自体が計画図ではないかとの説もあり、実体を正確に描かれているかどうかに疑問が持たれる。続く時期の絵図としては、寛永年間前期頃の城下の様子を描いたものとされる（注 2 ）『寛永年間広島城下図』（図 1 ）があげられるが、街路の状況は戦前の街路と酷似しており、これに続く時期の絵図の何れもがほぼ同じ街路の状況を描写していることから、少なくとも浅野氏時代の早い時期までには確立された街路がそのままの形で踏襲されて戦前まで使われていたことが推測できる。

次に、天神町という町名であるが、江戸時代末期に編纂された広島城下の地誌である知新集によると、「町名は満松院の境内社天神社に由来」するとの記述があり、前述した『寛永年間広島城下図』の中で後に天神町筋と呼ばれる街路の南端付近にある「天神」という神社がこれにあたるものと思われる。ただ、この絵図の中では、後の天神町にあたる場所に「上舟町、下舟町」の記述があり、江戸時代前期のある時期まで別の町名であったことが分かる。しかし、町名の記載されたこれに続く時期の絵図である『元和五年御入国之砌御城下絵図』（図 2 ）には、すでに天神町と記載されており、絵図の描かれた時期（正保二年（1645）以降明暦三年（1657）まで（注 3 ））までには、町名の改称が行われたものと考えられる。これは前述した知新集の「寛永から承応年間頃改称した」との記述ともほぼ符合している。以後、天神町という町名は昭和の時代まで変わることがなかったようである。

ただ、絵図の場合、街路の状況は描かれていても、細かな町割の状況を描写したものは極めて稀で





ある。特に、城下町の町屋の区画を記載したものは、『広島町新開絵図』（図３）のみと言っても過言ではあるまい。絵図は、町奉行の業務として作成されたもので、江戸時代中期の広島城下周辺が描かれている。広島城内についてはほぼ空白となっているが、町屋については町ごとに色分けされ、町内の一軒ごとの区画が示されていることに特徴がある。天神町の状況をみると、南北に天神町筋が伸びており、それを挟んで東西方向に細長くて狭い間口の敷地が並んでいる。原爆投下時の街並みを復元した爆心地復元市街図（図４）とほとんど変わらない町の様子が江戸時代中期から続いていることが推測できる。

以上のように、江戸時代の絵図から今回調査を行った天神町周辺の変遷を考察したわけであるが、江戸時代の早い段階から街路は変わっていないこと、少なくとも江戸時代中期には昭和の時代と同様な街並みが形成されていた可能性が高いことが、明確になったのである。

（注）

注１　広島城絵図集成　広島城編集・発行　2013

注２　注１に同じ

注３　注１に同じ

（図版）

図１　『寛永年間広島城下図』（抜粋）広島城蔵

図２　『元和五年御入国之砌御城下絵図』（抜粋）広島市立中央図書館蔵

図３　『広島町新開絵図』（抜粋）広島市市民局文化スポーツ部文化振興課蔵

図４　志水清　編『原爆爆心地』付属資料「広島市原爆爆心地復元市街図」（抜粋）日本放送協会出版　昭和44年

3　遺構と遺物



調査区全景（第１期・西から）



調査区全景（拡張期・東から）

（１）調査の概要

調査は、平成30年度に実施した試掘調査の成果を受けて、天神町筋の道路面から町屋にかけての被爆遺構の検出を意図して、公園施設による攪乱が最も少ない個所を選び実施した。試掘段階で、屋敷境の石列を予想させる箇所があったため、町屋一軒分の敷地の確認を図ると共に被爆遺構の遺存状況の確認を目的として、Ｔ字型の調査区を設定することとなった。（第１期）

当時の図面によると、天神町筋の道路に沿って間口およそ４～５ｍの細長い町屋が並んでいる様子が分かる。検出した遺構は、町屋ほぼ三軒分で、中心の一軒を挟んで両端に一軒ずつの敷地がかかっている。実際、両隣の敷地については、調査区の最も西側に設置した1.5m×10mの部分でそれぞれ両端約２ｍ分のみの検出であり、両隣の町屋の遺構の状況は不明確である。今回検出した被爆遺構の大部分については、中心の町屋一軒分の敷地の内、道路に近い側１／３から１／２程度ということになる。

主な遺構としては、木造の家屋一軒分が倒壊してできたと思われる焼土層、敷地の南側の境を示す石列、北側の境を示す石材列、敷地の奥へと向かう通り土間と推定されるたたき面、雨水排水のために土管を使用した排水溝等がある。当初から４ｍ～５ｍ程度の間口の連続した狭長な敷地が連続しているものと予想されていたが。少なくとも敷地の南側に幅約1.2m程度の通り土間を持ち北側に建物が建つという同じ構造の町屋が２軒ならんでいたこと、中心の町屋は間口4.8m前後であること等が確認できたと言えよう。

ただ、一部玄関の土間と考えられるたたき面を調査区南東隅で確認したものの、当初目的の一つとしていた道路面の確認ができなかったため、いったん埋め戻した後に、さらに東側に4.5m×６ｍ拡張して新たに掘削することにしたのである。（拡張期）

拡張した部分で検出した遺構としては、玄関口のたたき面、北側の屋敷境の石材列約３ｍ分、天神町筋の側溝及び道路面幅約３ｍ分である。側溝及び道路面の遺存状態は全体に悪く、側溝については使用されていた石材が２／３以上抜きとられ、南側１／３程度は、後世の度々の攪乱により破壊されていた。そのため、第一回目の調査で確認されていた南側の屋敷境の石列については、拡張部分では確認できなかった。道路面についてはさらに遺存状態が悪く、道路中央は大きく直線状に掘りこまれ、他に地下埋設物の設置等で複数回の攪乱が行われているようで、側溝から１ｍの幅でアスファルトが連続的に遺存しているのみで、その外の部分は極めて断片的な遺存状態であった。

（２）遺構

①　焼土層









（上左）焼土層遠景（第１期、西から）
（上右）焼土層全景（第１期、北から）
（中）焼土層中の瓦及び炭化材（第１期、トレンチ部分）
（下）硬く焼き締まった焼土と瓦及び白い灰

一軒の町屋が、炎上し倒壊した状態で、出土したものと考えられる。分厚く堆積した焼土の中には、数多くの瓦が堆積しており、部分的に硬く焼きしまっており、柱等の焼けた炭化物や白い灰などの存在が、火災の激しさを物語っている。また、焼土の範囲が敷地内に収まっており、屋根を支える柱材等が猛烈な勢いで炎上したために、屋根部分が急激に支えを失ったものと考えられ、ほぼ真下に落下している状態である。その意味で、原子爆弾の威力のすさまじさを強く感じさせる遺構である。

②　床板材と畳







（上）畳状炭化物　（下左）床板材と畳遠景（第１期、南から）　（下右）床板材と畳全景（西から）

焼土層の薄い部分に、部分的に炭化した板材と、その下に直行した方向で角材が一本確認できる部分がある。また、板材の周辺部分には、２種類の繊維質の炭化物が取り囲むように分布している。繊維質の炭化物は、下に細い繊維をまとめたようなもの（上写真右端部分）と、その上部に比較的太目な繊維を編んだ状態のもの（上写真中央右側）が確認でき、前者が藁の炭化したもの、後者がイグサを編んだもので、これらは畳が炭化したものと推測される。その場合、繊維状の炭化物に囲まれた板材は床板と考えられ、角材はそれを支える根太と推測された。

これらを総合的に考えれば、焼土層の下には畳敷きの座敷を持つ建物が焼け落ちているものと想定される。

③　玄関土間







（上）玄関土間全景（拡張期、東から）　（下左）玄関土間たたき部分（拡張期、北から）　（下右）南東隅たたき面検出状況（第１期、南から）上側に一面下のたたき面が見える。

玄関前の土間部分。部分的にたたきが残っている。すぐに畳敷きの座敷が始まるため、土間は極めて狭かったものと考えられる。第１期目に設定したトレンチによると、現状のたたき面の約20㎝下にたたき面が存在しており、道路面の上昇に伴って土間部分だけをかさ上げした可能性が高い。

④　通り土間





（左）玄関土間に接続する通り土間面（第１期、東から）たたきは確認できないが細かい砂質土を５㎝程度盛り上げた部分が幅0.5m長さ１m程度続いている。

（右）西側通り土間（第１期、西から）溝を挟んで右側は、たたきの上にさらに20㎝程度真砂混じりの土を盛り上げて、隣家の敷地の高さに合わそうとしている可能性が高い。

通り土間は、幅1.2m程度と考えられ、ほぼ中央に幅30㎝深さ15㎝程度の溝が掘られている。目的は湿気抜きを意図したものか、あまり水等が流れた形跡は確認できない。西側で検出された通り土間の場合は、溝の南側半分は北側で確認されたたたき面に20㎝程度嵩上げがされており、玄関土間の嵩上げ時に合わせて盛土した可能性も考えられよう。

⑤　南側屋敷境石列及び排水施設







（上）南側から排水施設及び南側屋敷境石列を望む（第１期）写真上側に見える北側石材列までが一軒分の敷地で、幅は約4.8m、２つの境界に挟まれた範囲を焼土層が覆っている。

（左）写真左側が排水施設及び南側屋敷境石列（第１期、東から）右側の端に通り土間のたたきが見える。

（右）写真左側の石材の直線部分を合わせるように並べられた石列（西から）その右側に土管を使用した排水施設が設置されている。

中央の町屋の敷地南側の境界を示す石列である。上辺の平な30㎝×30㎝程度の石材の北側を直線状にそろえて並べることにより、南側の境界を示しているものと考えられる。現状では、北側が真砂土交じりの土により20㎝程度嵩上げされているため、端部は隠れているが、本来石列の並ぶ高さ

で境界があったものと考えられる。

また、境界の石列南側に隣接して、直径15㎝程度の陶器製の土管が埋置してあり、道路等の雨水処理のための施設であったものと考えられる。管の傾斜は道路面から敷地の奥に向かって低くなっており、東西方向の敷地境に雨水等を集めて川に流す何らかの施設があったものと考えられる。

⑥　北側屋敷境石材列







（左）北側屋敷境石材列近景（第１期、西から）石材の上には根太の角材が炭化したものが残っている。

（右上）北側屋敷境石材列近景（拡張期、東から）根太の角材が炭化したものがわずかに観察できる。

（右下）石材周辺のガラス片（第１期、西から）石材の北側のたたき面や溝、南側の炭化物や焼土層からたくさんのガラス片が出土している。

屋敷の北側の境を示す石材列である。約15㎝角の石材を直線状に並べたもので、この石材を基礎にして屋敷の壁が立ち上がっている。石材上に根太の角材を敷き、そこに柱を建てて壁としており、そのためその材木が炭化したものが第１期分と拡張期分の石材列上から一か所づつ合計２か所で確認されている。また、第１期分の石材列周辺からは、相当数のガラス片が出土しており、壁にあったガラス窓に使用されたものが、原子爆弾の爆風等により、割れて散乱したものと考えられる。ガラス片の分布状況は、全掘したのではないため明確ではないが、北側たたき面直上から出土したものもあるため、後世の混入は考えられない。

⑦　天神町筋道路



天神町筋道路面全景（拡張期、北から）

天神町筋の道路面である。道路幅は側溝から約３ｍを測る。残存したアスファルトから推測すれば、高さは側溝から東へ２ｍあたりで最も高くなり、側溝に向けて緩く傾斜しているように観察できる。後世の攪乱がほぼ全面で行われており、側溝から１ｍ程度の範囲を除いて、舗装のアスファルトの残存状態は極めて悪い。特に、道路面の中央付近に直線状に行われた攪乱が大規模であり、ある程度天神町筋の道路等を意識して行われていることから、どこかの時点での一時的な通路整備のための掘削工事に伴うものの可能性も考えられる。

⑧　天神町筋道路側溝







（左）側溝全景（拡張期、北から）　**（右上）側溝近景（拡張期、南から）** 2つの石材に挟まれた部分の中央を窪ませている。　**（右下）側溝南側部分（拡張期、南から）**最初に敷かれたモルタルから東側の石材が抜き取られているのがよくわかる。石材間のモルタルは2重になっている。

天神町筋の道路の西側側溝である。側溝は、まず西側の住居側に幅25㎝厚さ15㎝程度の幅広の石材を置き、次にその東側に60㎝前後の幅で比較的荒い砂粒を含むモルタルを敷き詰め、前述した石材から約30㎝間隔をとって15㎝角の石材を並べ、最終的に細かい砂粒を含んだモルタルを両方の石材の間に流し込んで仕上げられている。仕上げのモルタルは、中央部をがわずか窪ませ、水が北から南に緩やかに流れるように傾斜を調整しているようであった。

現状では、南側の残存状態が極めて悪く、西側の石材の2／3、東側の石材の4／5程度が抜き取られ、南側1／3は後世の攪乱を受けていた。

⑨　北隣町屋跡

ａ）通り土間





（左）北側隣家の通り土間（拡張期、北東から）　**（右）北側隣家の通り土間（第１期、西から）**中央の溝を挟んで、北側部分の残存状態が悪い。

北側に隣接する町屋の玄関口から奥に向うための通り土間である。幅は、第１期調査で検出した奥側の部分でたたきの幅で約1.2m、高さは道路面から17㎝低い位置にある。奥側では、ほぼ中央あたりで南に隣接する屋敷の通り土間と同様に幅30㎝、深さ15㎝程度のやや不整形な溝が確認されている。ただ、玄関口に接続する部分には、たたきは確認できるが溝の存在については確認できていない。確認できた通り土間の幅が25㎝程度であるため、溝は調査区外の北側に存在している可能性が考えられよう。

ｂ）焼土層



北側隣接家屋に伴う焼土層（拡張期、南から）石材列の手前が、中央の町屋敷地。

北側に隣接する屋敷に伴う焼土層（上部中央部分）及び通り土間のたたき面（上部両端部分）である。焼土層は、北側屋敷境の石材列から始まり、北側の屋敷地にむかって広がっていることが予想されることから、純粋に隣接する屋敷に由来する焼土である可能性が高い。状況としては、中央の町屋の焼土層が敷地内で完結しているのと同じ様相を示しており、同様な規模の木造家屋が北側に隣接する敷地に建っていたとした場合、この家も屋根を支える構造材が瞬時に焼け落ち、真下に屋根が落ちて倒壊した可能性が高い。

⑩　攪乱坑

a）屋敷地北側攪乱坑



屋敷地北側攪乱坑（第１期、南から）

屋敷地北側の攪乱坑である。調査区北側の土層によると、公園整備の際の整地面から掘りこまれており、公園整備に際して周辺の石材を集めて埋めるために掘られたものと考えられる。

b）北側隣接屋敷地内攪乱坑



北側隣接屋敷地の攪乱坑（第１期、北西から）

北側に隣接した屋敷地の奥庭と考えられる地点に位置する土坑である。瓦等の瓦礫の廃棄土坑と考えられるが、北及び東側の壁面の土層からすれば、裏庭部分の地面から直接土坑が掘りこまれていることが分かる。また、南側の屋敷地で確認された焼土や瓦等の瓦礫がこの裏庭部分では確認できないため、この土坑については、被爆後あまり時を経ることなく焼土や瓦礫の整理を行った際に掘りこまれたものである可能性が高い。

（３）遺物

ここでは、被爆遺構を検出する際に、確実に今回検出した被爆遺構に直接関係すると判断した物のみを報告するものとする。遺物としては、北側屋敷境石材列西側周辺のたたき面、炭化物上、焼土層上で出土したガラス片、焼土層の検出過程で出土した瓦類、釘類である。

①　ガラス片





（左）北側隣接町屋通り土間たたき面直上出土ガラス片　（右）焼土層内出土ガラス片

②　瓦類





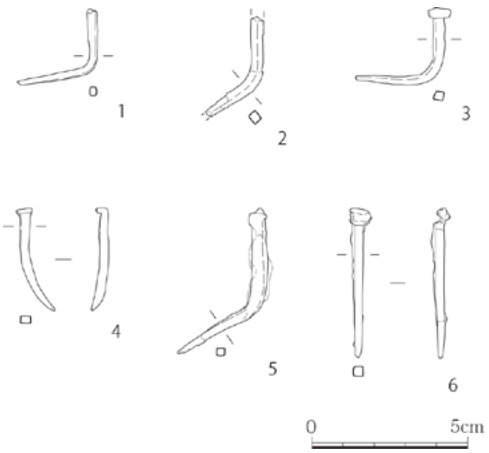
（左）焼土層内出土丸瓦及び軒平瓦　強い熱を受けて赤変している。一部、本瓦葺きの部分があった可能性が考えられる。

（右）焼土層内出土瓦　被熱して赤変している。

③鉄釘類

焼土層内からは、多くの丸釘〔洋釘〕に交じって、角釘（和釘）も出土している。明治以後は丸釘が釘の主流であるため、角釘の使用された建物は、明治以前の建物であった可能性が高い。





4　まとめ

平和記念公園内において旧中島地区被爆遺構の展示整備することを目的として、第1期及び拡張期の2回に分けて確認調査を実施した。その結果をまとめると以下の通りである。

①当初予想された「天神町筋に面して立ち並ぶ狭い間口の町屋」を被爆遺構として確認するという目的については、敷地の1／3程度を攪乱されていたとは言え、比較的保存状態のよい形で確認できたと言えよう。今回確認した焼土層については、固く焼き締まった厚く堆積した焼土の中に被熱して赤変した多量の瓦や炭化物・灰等を含んでおり、火災で倒壊した家屋の状態を保存状態良く残していると考えられることから、被爆当時の状況を伝える被爆遺構として評価できよう。焼土層の分布状況を見れば、分布が敷地内に収まっており、急激な熱を受けて家屋が炎上し、屋根が真下に落下しているものと考えられ、当時の火災の凄まじさをよく伝えていると言えよう。

②「旧中島地区の人々の暮らしの痕跡をその場で直接見て肌で感じることのできるような」被爆遺構が今回求められたわけであるが、前述した焼土層が十分に臨場感を持って当時の火災の凄まじさを物語っており、部分的に確認しえた畳敷きの座敷の存在は、当時の人々の生活の息吹を感じさせるものとして、その役割を果たしているものと言えよう。

③天神町筋の道路面については、舗装面の攪乱が著しく、保存状態がよいとは必ずしも言えない状態ではあるが、北側の部分は道路から町屋に続く当時の風情が感じられ、展示に耐える状態であると言えよう。

④江戸時代の絵図等から、この地域が古い町割を残していた地域であったことを考察したわけであるが、出土品に、本瓦葺きという古い形式の葺き方を予想させる瓦や、角釘という古い時期に建てられた建物の存在を予想させるものが含まれており、江戸時代から続く城下町の歴史を強く感じさせてくれる場所としても、評価できよう。

以上のように、今回確認した被爆遺構については、城下町としての人々の歴史がその暮らしと共に一瞬にして断ち切られたことを物語るという意味でも深い意味を持ち、多くの人々に原爆投下の非人道性を伝えるのにふさわしい場所であるということができよう。

旧中島地区被爆遺構確認調査報告書

2020 年 3 月

編集発行　公益財団法人広島市文化財団文化科学部 文化財課
〒 732-0052　広島市東区光町二丁目 15 番 36 号
TEL　082-568-6511

印　　刷　株式会社中本本店
〒 730-0004　広島市中区東白島町 13-15
TEL　082-221-9181